

# 令和3年度事業計画

## 1. 基本方針

昨年初頭以来、新型コロナウイルス感染症の世界的まん延により、世界経済は大打撃を受けています。我が国においても、昨年4月、緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛や店舗・施設等の使用制限などの要請、テレワークの推進などが行われました。主要駅、空港、繁華街等に人がなくなり乗客が激減してタクシー業界は未曾有の収入減となりました。その後、5月下旬に緊急事態宣言が解除され、政府は、持続化給付金などの緊急経済対策やG o T oトラベル事業を実施し、経済の活性化を行ってまいりました。しかしながら、10月下旬以降、新規感染者数が増加傾向となり、12月には首都圏を中心に新規感染者数が過去最多となる状況が継続し、医療の逼迫も懸念される状況となりました。本年1月、政府は再び緊急事態宣言を発令し、G o T oトラベルの一時停止措置の延長をはじめ、飲食店等の営業時間の短縮や外出の自粛等を要請するに至りました。さらに2月には一部地域を除き期間が延長されています。

こうした状況下にあっても個人タクシーは、社会の安定の維持の観点から、必要不可欠なサービスを提供する公共交通機関として、最低限の事業継続が要請されています。「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく感染防止対策の徹底（マスク着用・会話は控えめ・車内換気・消毒等）を図りながら、個々の事業者の可能な範囲での営業が望まれています。

一方、個人タクシーの最重要な使命である「安全輸送」、「サービス向上」、「適正化・高度化」等についても引き続き取り組んでいく必要があります。

事故削減目標等を掲げ推進してきた「事業用自動車総合安全プラン2020」の後継プランが今春より実施される予定となっています。本年は新たな目標を掲げ、事業者一丸となって事故防止に取り組んでいかななくてはなりません。

また、クレジットカードや交通系ICカード、QRコードなどのキャッシュレス対応、スマートフォンを利用し新たな運賃メニューにも対応した配車アプリの導入、多言語対応などの利便性、サービス向上も引き続き重要課題となっています。

さらに、昨年10月21日に開催された「個人タクシーを応援する議員連盟第10回総会」において、①コロナ禍の解雇により地理試験免除要件から外れた者についての救済措置、②死亡後譲渡譲受要件の60日以内の申請期限を120日以内に緩和、③死亡後譲渡譲受の譲渡人の要件を被相続人と同様75歳未満へ、④定年制が適用されない者について、期限更新の審査を厳しくした上で75歳以降の譲渡を認めてほしい、⑤定年

制のある事業者について、無事故等一定の条件をクリアした者について定年の延長申請を提出することを認めてほしいの5項目を要望しました。これらの実現に向け、事例を挙げながら行政とともに検討してまいります。

このほか、事業者数の激減をはじめ、重大事故の発生、飲酒運転や無車検・無免許運行、不適正営業の発生など個人タクシー業界は問題が山積しています。

このように個人タクシー事業を巡る環境は多岐にわたり、本年度も各事項に適宜対応していかなくてはなりません。組織、各団体、事業者各位が一丸となって安全性確保の徹底、サービス・資質の向上に取り組み、利用者の評価と信頼を高めていく必要があります。

令和3年度は、こうした諸問題への問題意識と目的意識を根幹に据え、本会の公益目的事業である「安全輸送を確保するために必要な事業」と「タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業」を中心として、また、新型コロナウイルス感染症に関する諸対策を含め、特に次の諸施策を重点的に推進していくことといたします。

第1に、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策及び各種会議について柔軟に取り組んでまいります。

事業者に対する感染予防対策については、行政等から発出される新型コロナ等に関する通達等の周知、情報提供を引き続き行っていくとともに、「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の遵守を引き続きお願いしてまいります。また、旅客に対してはポスター・ホームページ、ステッカー等を活用し、運行中のマスクの着用、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気、旅客の後部座席乗車、控えめの会話等について理解と協力を求めてまいります。

支部、会員団体において開催している各種会議、研修会、講習会等については、個人タクシー業界にとって情報提供、資質向上等を図るための極めて重要な集会であります。団体により開催の時期、規模等が異なるため、協会本部による一律の開催要請若しくは中止要請はできません。各団体により地域の新規感染者数等を勘案し、会議、研修会等の内容の精査、縮小開催、書面開催等を含め検討をお願いしてまいります。なお、協会本部において研修会等における研修資料の提供を検討してまいります。

協会本部の定時総会、定例理事会、各種委員会、役員研修会の開催については、新規感染者数等の状況を見極めつつ、臨時支部代表者会議のWeb開催等を含め、柔軟に対応してまいります。なお、令和3年度のマスター事業者コンテスト全国大会については既に中止が決定しております。

第2に、タクシー事業の最大の責務である、安全輸送の確保、事故防止活動に取り組んでまいります。

「個人タクシー事業における総合安全プラン2020」のフォローアップを行うとともに、今春より実施が予定されている「事業用自動車総合安全プラン2020」の後継プランに基づく、新たな（仮称）「個人タクシー事業における次期総合安全プラン」を策定、推進してまいります。また、高齢事業者等の安全講習会の実施、健康管理・運転適性チェックの徹底、安全運行指導員の積極活用など安全輸送の確保、事故防止活動に積極的に取り組んでまいります。

（仮称）「個人タクシー事業における次期総合安全プラン」の積極的取り組みについては、協会本部において新たな事故削減目標値と講じるべき施策を設定いたします。各支部に対しても「支部における次期総合安全プラン」の策定を依頼し、新たな事故削減目標値の達成に向け強力な推進を依頼してまいります。

高齢事業者等の安全講習会については、一部の支部若しくは会員等において、通常の許可期限更新時の事業者研修会とは別に、高齢事業者を対象とした事業者研修会を追加して実施する、あるいは事業者研修会で高齢者に対する講習内容を取り入れる形で実施しています。また、少人数の会員等では、事業者講習会等の際に個別面談形式で指導を実施している団体もあります。

各団体においては、引き続き講習内容の充実を図りつつ継続して実施していただくようお願いいたします。

健康管理・運転適性チェックの徹底については、多くの支部、会員、所属団体等において、集団健康診断の実施、運転適性診断の活用、事業者研修会等における医師等の講演、「輸送の安全管理研修会」開催など、様々な形で取り組んでいるところです。

協会本部においては、これら各団体の取り組み、活動等について情報提供するとともに、引き続き機関紙、安全運行指導員だより、安全ポスター等を通じて、健康管理のあり方、運転適性からみた安全運転・事故防止ポイントなどについて啓発してまいります。

各支部、会員、所属団体等においては、引き続き、法令に基づく健康診断の受診状況の把握や健康管理・運転適性に関する情報収集等に努めるとともに、より有効な方法を検討し、指導体制の強化を図っていく必要があります。

なお、コロナ禍にあり研修会、講習会については開催が難しいことが想定されます。団体規模や地域実情、感染状況等を踏まえ、柔軟な開催の検討をお願いいたします。

安全運行指導員の積極活用については、各地域において実施している事故防止講習会、安全研修会等の運営において、団体長や役員のみではなく、安全運行指導員を積極的に

活用し、できるだけ多くの事業者が関わることで、当該講習会等をより効果的なものとするよう、支部、会員等に対して要請してまいります。また、9月、10月の交通安全運動における傘下事業者に対する指導や、日常営業の場における事業者間の安全情報の提供・情報収集等の活動についても、安全運行指導員の積極的な活用を推進してまいります。

第3に、良質な輸送サービスの提供、資質向上対策に取り組んでまいります。

個人タクシー中期取組計画の積極推進、マスターズ制度の適正運営に取り組むとともに、中核リーダーの積極活用、ユニバーサルドライバー研修（UD研修）の受講促進・履修率向上などサービス向上、資質向上に積極的に取り組んでまいります。

個人タクシー中期取組計画の積極推進については、前年度に引き続き、同計画に掲げている「安全輸送」「サービス向上」「適正化・高度化」「相互扶助等」のそれぞれの推進項目を各団体で積極的に取り組むよう要請してまいります。

マスターズ制度の適正運営については、制度参加者の管理、参加状況の集約・分析を行うとともに、協会本部、支部、会員、所属団体それぞれにおいて、マスター認定申請における認定条件との照合及び添付書類の精査を行うなど適正運営に努めてまいります。

中核リーダーの積極活用については、各支部において中核リーダー研修会を開催し、中核リーダーの資質の維持向上を図ってまいります。なお、中核リーダー研修会の開催については、コロナ禍の状況、地域の実情を勘案しつつ、各支部で柔軟に開催を検討するとともに、協会本部より資料、DVDの配付等を検討してまいります。また、中核リーダーに対しては、マスターズ制度をはじめ、サービス向上推進運動等の諸活動において、各事業者への指導、情報提供等を行うよう要請してまいります。

ユニバーサルドライバー研修（UD研修）の受講促進・履修率向上については、全支部にUD研修を行う有資格者講師がおり、すでにいくつかの支部・会員において計画的にUD研修を実施しております。ひき続きUD研修実施の積極的な取り組みを行い、傘下事業者の受講促進・履修率向上に努めてまいります。また、履修率の低い支部については、強力な取り組みへの要請を行ってまいります。

併せて、(一財)全国福祉輸送サービス協会が主催するユニバーサルドライバー研修講師養成講座の受講事業者に対して、支部からの申請に基づき受講料支援措置を講じてまいります。

マスター事業者コンテスト全国大会については、前年度、コロナ禍で支部大会が開催できず、候補者の選出が困難であることから、本年7月に予定していた全国大会の中止が決定しています。また、協会本部の役員研修会については、例年、定時総会に合わせ

て開催しています。今年度はコロナ禍の状況を見極めつつ柔軟に対応してまいります。

第4に、多面的な角度から適正化・高度化を図り、さらなる利用者利便の向上、安心の確保に取り組んでまいります。

協会本部では、「個人タクシー業界が今後取り組む事項」の「利便性向上」策に掲げた配車アプリ、クレジットカード決済、多言語対応車（翻訳アプリ等）、観光タクシーについて、また、「安心の確保」策に掲げたASV（先進安全自動車）機能装着車について2020年の導入目標を定め推進してきました。残念ながら各項目とも導入目標には届きませんでした。今年度も引き続き導入を推進し、利用者利便の向上に取り組んでまいります。

アプリ配車については、利用者がスマートフォンアプリを利用して配車を受けられる車両を増やすとともに、アプリを利用した新たな配車メニューや事前確定運賃、一括定額運賃、変動迎車料金等の運賃メニューに対する情報収集及び情報提供を図ってまいります。

クレジットカード決済については、クレジットカードはもとより、交通系ICカードや電子マネー等、決済の多様化に適応した端末機の導入を促進してまいります。

多言語対応車については、翻訳アプリや電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利用促進を図ってまいります。

観光タクシーについては、観光をはじめ、顧客ニーズに対応したサービスを提供する車両の普及を促進してまいります。

ASV機能装着車については、誤発進抑制制御装置など、先進安全自動車の導入を促進してまいります。

また、車両設備に関する調査を通じて、各項目の導入状況を把握し、導入促進のフォローアップを行ってまいります。

第5に、事業者の相互扶助等をはじめ、安定した制度運営について取り組んでまいります。

譲渡譲受の円滑化による事業者確保、災害時緊急輸送業務の協定、法個の連携、廃業餞別金制度の適正運営など、相互扶助に取り組んでまいります。

譲渡譲受の円滑化については、事前試験制度をはじめ、一昨年8月の改正通達による許可期限延長、死亡後譲渡譲受の活用など、各団体は事業者確保に鋭意努力しております。協会本部として各地の申請数等の情報収集を図るとともに、許可期限延長となった譲渡者に対する会費免除、個人タクシー廃業餞別金の申請受付を通じ相互扶助を行って

まいります。

各地域で地方自治体と締結している災害時緊急輸送業務の協定について、未締結の地域については情報提供を行い、協定締結に向け協力してまいります。

さらに、国土交通省自動車局において設置された「魅力あるタクシー業界の実現に向けた法人タクシー・個人タクシーの連携に関する検討会」を通じ、国土交通省とも打合せを重ね、法個の連携を進めてまいります。

その他、個人タクシー廃業餞別金制度の適正運営を通じて事業者の相互扶助を推進してまいります。

第6に、一般社団法人としての諸規程並びに関係事務の整備について取り組んでまいります。

組織運営、会議運営等と照らしあわせ、ひき続き諸規程の整備を検討し、適正運営を行ってまいります。併せて、本部・支部一体化による支部会計の取り扱いをはじめとする関係事務について、協会本部、支部・会員、所属団体間の一層の情報共有を図るとともに、緊密な連携を図ってまいります。

令和3年度は以上の諸点を基本方針とし、加入事業者数の減少を踏まえ、ひき続き財務状況を勘案しつつ、事業の優先性・緊急性を見定めながら、諸事業を推進してまいります。

## 2. 事業計画

### (1) 安全輸送を確保するために必要な事業

- ① (仮称)「次期事業用自動車総合安全プラン」、(仮称)「個人タクシー事業における次期総合安全プラン」の積極的取り組み
- ② 高齢事業者等の安全講習会の実施
- ③ 健康管理・運転適性チェックの徹底
- ④ 安全運行指導員制度の適正運営
- ⑤ 安全運行指導員の積極活用
- ⑥ 安全運行指導員だよりの作成・発行
- ⑦ 交通安全運動の実施
- ⑧ 交通安全運動優秀団体の表彰

### (2) タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業

- ① 個人タクシー中期取組計画の積極推進
- ② マスターズ制度の適正運営
- ③ 中核リーダーの積極活用
- ④ 役員研修会・中核リーダー研修会の検討・実施
- ⑤ ユニバーサルドライバー研修(UD研修)の受講促進・履修率向上
- ⑥ サービス向上推進運動の実施
- ⑦ 「苦情相談窓口」の充実・強化、苦情・忘れ物等への適切な対応

### (3) 事業推進を確保するために必要な適正化高度化事業

- ① 「個人タクシー業界が今後新たに取り組む事項」の積極推進
- ② アプリ配車の推進
- ③ クレジットカード等決済端末機の導入促進
- ④ 訪日外国人の利用促進
- ⑤ 観光タクシーの普及促進
- ⑥ ASV機能装着車の導入促進
- ⑦ 営業適正化指導の積極推進
- ⑧ タクシー事業、営業環境に係る諸問題への対応
- ⑨ 期限更新時講習会の実施
- ⑩ 支部、会員が行う試験講習会の内容充実

- ⑪ 個人タクシー実務必携（令和4年度版）の製作協力及び監修
- ⑫ 機関紙の作成・発行
- ⑬ 冊子・ホームページ等による業界組織・事業の情報提供とPR活動
- ⑭ 個人タクシー事業関連調査の実施、情報収集と研究
- ⑮ 「数字でみる個人タクシー」の作成・発行
- ⑯ 表彰規程による表彰、国土交通大臣表彰等の推薦事務・受賞者に対する顕彰
- ⑰ 協会諸規程並びに関係事務の整備
- ⑱ 本部・支部事務局会議の開催

**（4）事業者の相互扶助等を図るために必要な事業**

- ① 譲渡譲受円滑化による事業者確保
- ② 災害時緊急輸送業務の協定
- ③ 法個の連携
- ④ 廃業餞別金制度の適正運営

**（5）その他本協会の目的を達成するために必要な事業**